

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業
「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」公募型プロポーザル 質問書に対する回答書

質問項目	質問内容	回答
<p>・事業費該当可否について</p>	<p>①首都圏在住の事業ターゲット層に向けた、南相馬市でのモニターツアーを企画しています。地域での体験機会を作り、意見やアドバイスをもらい新規事業立上を狙います。その際、首都圏からの交通費・現地宿泊費は事業費用に該当するのでしょうか。人数は 10 名程度を想定しております。</p>	<p>①該当いたします。</p>
	<p>②事業化に向けた新規事業を検討していきますが、今回検討にあたり弊社社員が運営にあたりますが、その運営人件費は事業費に該当するのでしょうか。</p>	<p>②該当いたします。ただし、ご提案いただく事業に係る人件費のみを対象といたします。また、事業完了後、従事した業務の内容や時間等の資料をご提出いただく場合があります。</p>
	<p>③対象となる経費のガイドラインがあれば教えてください。</p>	<p>③ご提案いただいた事業の目的及び内容から個別に判断することとなりますが、本事業の財源が公金であることから、社会通念上不適切と判断される経費については対象外といたします。</p>